

第11回入善町農業委員会議事録

令和3年6月8日午後1時30分から第11回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 15名

1番 五十里 章	2番 中陣 雄一	3番 寺田 晴美	4番 森下 さゆり
5番 森下 吉光	6番 上田 幸嗣	7番 島瀬 康一	8番 細田 孝志
9番 小林 真一郎	11番 坪野 和夫	12番 鍋嶋 太郎	14番 吉原 有二
15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	18番 長原 均	

欠席委員 3名

10番 米山 義隆	13番 永山 美和	17番 酒井 良博
-----------	-----------	-----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	腰 本 幸代
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐里奈
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第40号 入善町農業委員会委員の辞職について
日程第4	議案第41号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第42号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第43号 農用地利用配分計画案に意見を付す件
日程第7	議案第44号 入善町農業委員会の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。皆さん既にご存じかと思いますが、本日は農業委員の辞職に関する議案がございます。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。それでは、本日もよろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第11回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

― 議事録署名委員決定の件 ―

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。4番森下さゆり委員と5番森下吉光委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第40号、入善町農業委員会委員の辞職についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第40号、入善町農業委員会委員の辞職について、次のとおり、入善町農業委員会委員の辞職について、農業委員会等に関する法律（昭和46年法律第88号）第13条第1項の規定により、祖の同意を求めます。令和3年6月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。対象となりますのは、議席番号17番、氏名酒井良博さんであります。

酒井委員からは農業委員会宛に令和3年5月28日付けで農業委員会委員の職を辞職したい旨の辞職届の提出があり、事務局でお預かりしています。「農業委員会等に関する法律第13条第1項」の規定により、「市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができる」と規定されていることから、本日もご審議いただきたいと思っております。

議長（鍋嶋 太郎）

酒井委員は、JAみな穂からの推薦により委員になられた方です。JAみな穂の総代会が5月29日に行われましたが、JAみな穂の専務理事でありました酒井さんは役員交代となるため、入善町農業委員会委員についても、今回辞められたいというご自身の意思であります。

委員の補充について、入善町農業委員会の委員の選任等に関する規則第16条第1項では、「農業委員の欠員数が、定数の3分の1を超えるに至ったときは、速やかに農業委員を補充しなければならない。」とあります。また第2項では「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない農業委員が欠けた時は遅滞なく、同等の委員を任命するものとする。」と規定されておりますが、いずれにも該当しません。また今回、酒井委員の担当されていた舟見・野中地区には他に2人の委員がおられ、担当地区としての欠員にはあたらないことから、補充まではしないということで問題ないと思っております。皆様からはご意見などございませんか。

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第40号、入善町農業委員会委員の辞職について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、日程第4、議案第41号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第41号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。

申請番号1番。申請地は入善町板屋〇〇の計1筆、台帳地目は田、現況地目は田で、面積は1,961㎡です。

譲渡人は、入善町笹原〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町東狐〇〇の〇〇さんです。転用目的は「事務所及び資材置場敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

申請地位置図は、3ページ上段になります。

譲受人の〇〇さんは、現在、入善町東狐にて造園業として経営していますが、借地である本社所在地の所有者より土地明け渡しの要望があり、本社を移転する必要に迫られました。また譲受人とすれば今後の業務拡大を見込み、営業の利便性から国道8号バイパスに近い申請地を選定し、今回の転用申請となりました。

申請面積は1,961㎡と、事務所敷地、資材置場、駐車場、通路、車両旋回スペース等として利用するための必要最小限の面積と認められます。

また、雨水排水につきましては、敷地内に排水路を設置し、排水路へ流す予定です。下水道につきましては、県道高畠・上飯野線に埋設してあります本管に接続する予定です。また、上水につきましては、井戸を新たに設ける予定です。

申請地につきましては、第1種農地ではありますが、転用目的が「事務所及び資材置場敷地」であり、転用許可基準が「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができると認められない(集落接続)」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は、昭和58年8月13日に除外済であり、隣接耕作者の同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

農業委員の意見書は、島瀬委員にいただいております。

続きまして申請番号2番。申請地は入善町吉原〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は349㎡です。

貸渡人は、入善町吉原〇〇の〇〇さん、借受人は、黒部市立野〇〇の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

申請地位置図は3ページ下段になります。

借受人の〇〇さんは、現在、妻と子供1人の3人で町外のアパートで生活していますが、子供の成長に伴い、生活スペース等が手狭になってきたこと、また夫婦共働きであるため、両親に子供の面倒を見てもらいたいことから、実家に隣接した申請地に自己の住宅を新築する計画を立て、今回の転用申請となりました。

申請面積は349㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車場、庭等として利用するための必要最小限の面積です。

排水等につきましては、下水道は町道吉原国道線に埋設してあります本管に接続する予定となっ

ております。雨水につきましては、隣接する用悪水路に排水し、上水につきましては井戸を新たに設ける予定です。

申請地につきましては、第1種農地ではありますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、転用許可基準が「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」と認められない(集落接続)の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は、令和3年5月17日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

農業委員の意見書は、寺田委員にいただいております。

申請番号3番。申請地は入善町小杉〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は350㎡です。

貸渡人は、入善町小杉〇〇の〇〇さん、借受人は、入善町小杉〇〇の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

申請地位置図は4ページをご覧ください。

借受人の〇〇さんは、現在、実家で両親と同居していますが、今年度結婚予定のため、実家の隣接地である申請地に自己の住宅を新築する計画を立て、今回の転用申請となりました。

申請面積は350㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、物置スペース、庭等として利用するための必要最小限の面積です。

排水等につきましては、隣接している実家の公共マスへ接続する予定となっております。雨水につきましては、隣接する用悪水路に排水し、上水につきましては前面道路の日吉青島上田線に埋設してある水道本管へ接続予定です。

申請地につきましては、第1種農地ではありますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、転用許可基準が「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」と認められない(集落接続)の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は、令和3年5月17日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

農業委員の意見書は、鍋嶋委員にいただいております。

以上、3件です。
よろしく願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

島瀬委員

申請番号1番について、譲受人が5月1日に書類を持っていらっしゃいました。現在は東狐で借地により営業しておられるとのこと。事務局の説明のとおりで、問題はないと思います。以上です。

寺田委員

申請番号2番については、問題ありませんので、確認印を押しました。

議長(鍋嶋 太郎)

申請番号3番については、貸渡人が書類を持っていらっしゃいました。現在畑をしているところで、排水の面でも問題はありません。では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第41号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第42号、農用地利用集積計画の決定について、及び日程第6、議案第43号、農用地利用配分計画案に意見を付す件を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第42号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和3年6月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、15件の申請となり、農地中間管理事業に関する申請もありますので、議案第43号「農用地利用配分計画案に意見を付す件」を合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。令和3年6月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。別紙にて報告させていただきます。

まず、新規設定です。

入善地区はありません。

上原地区1件、2筆、2,292㎡

青木地区3件、3筆、4,286㎡

飯野地区1件、4筆、5,110㎡

小摺戸地区から野中地区まで、新規設定はありません。

以上、新規設定の合計は、5件、9筆、11,688㎡です。

続いて再設定です。

入善地区はありません。

上原地区はありません。

青木地区1件、1筆、19㎡

飯野地区1件、1筆、225㎡

小摺戸地区1件、1筆、548㎡

新屋地区1件、3筆、4,534㎡

栲山地区1件、1筆、2,001㎡

横山地区5件、8筆、15,628㎡

舟見地区はありません。

野中地区はありません。

以上、再設定の合計は、10件、15筆、22,955㎡です。

新規、再設定合わせて、15件、24筆、34,643㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第42号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第43号、農用地利用配分計画案に意見を付す件を、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第7、議案第44号、入善町農業委員会の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第44号、入善町農業委員会の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定について、農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を、別紙のとおりとすることについて、当委員会の決定を求めます。令和3年6月8日提出。入善町農業委員会会長鍋嶋太郎。

農業委員会の活動につきましては公平性や透明性が求められており、毎年、前年度の農業委員会活動の点検・評価と、新年度の活動計画を作成し、毎年度6月30日までに公表することになっています。

それでは、内容の変更点について簡単ではありますが、まず令和2年度の活動の点検・評価（案）から説明させていただきます。9ページをご覧ください。

まず、「Ⅰ農業委員会の状況」についてですが、農業の概要については、主に農林業センサス等に基づいて記載しております。下段の農業委員会の現在の体制については、昨年7月に行われました改選後の委員数を記載しております。

次に10ページ、「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」についてです。集積実績は2,530.0haで、目標に対する達成状況は、100.1%でした。活動の実績としては、概ね計画通りに実施することができました。その評価として、目標値は妥当であることから、今後とも高いレベルでの目標設定を継続すべきとしました。また、活動に対しての評価としては、関係機関と連携して、更なる利用集積を図るとしました。

次に11ページ、「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてです。令和2年度は、新規参入者はありませんでした。今後とも、就農意欲のある者に対して支援活動を進めていくことが必要です。

次に12ページ、「Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価」についてです。解消目標については、計画時と変わらず、ダイナム横の3筆、0.3haで、達成状況は0haです。その評価としては、目標を達成できなかったが、今後とも粘り強く監視・指導を継続するとともに、新たな遊休農地の発生を防止するとしました。

次に13ページ、「Ⅴ違反転用への適正な対応」についてです。実績については、年度末時点の違反転用面積は0haで、計画に対する実績としては、概ね計画通りに活動することができ、その評価としては、今後も違反転用発生予防の継続を図るとしました。

次に14ページ、「Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」についてです。農地法第3条に基づく許可事務については、3月までの数字で、1年間の処理件数は24件であり、農地転用に関する処理件数は、23件でした。

15ページの農地所有適格法人からの報告への対応では、ご覧のような報告数になりました。

続きまして、「4 情報の提供等」についてです。農業委員会では、賃借料の目安として農地標準賃借料を定めて公表しており、3年に一度改正を行っていますが、それとは別に、農地法の改正により、実際の賃借料の平均、最高・最低額などを公表することになっています。その賃借料情報の調査・提供の調査対象賃貸借件数は844件、農地の権利移動等の状況把握の調査対象権利移動等件数は1,462件、農地基本台帳の整備については、整備対象面積は3,914haでありました。

「Ⅶ地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容」についてですが、特にありませんでした。

「Ⅷ事務の実施状況の公表等」については、総会等の議事録及び活動計画の点検・評価の公表は、HP

に公表しています。農地等利用最適化推進対策の改善についての意見の提出は、ありませんでした。
以上が、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）です。

次に、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明します。17ページをご覧ください。

まず、「Ⅰ農業委員会の状況」についてです。

この値は令和2年度、9ページの「農業委員会の状況」と同様の値を記載しております。

次に、18ページ、「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」についてです。まず、現状及び課題です。令和3年3月現在の現状としては、管内農地面積は3,840.0haで、集積面積は2,530.0ha、集積率は65.9%です。課題としては、今後、農業従事者の高齢化や後継者不足により離農が進むことが懸念されることから、農地の受入先となる担い手等の育成・確保、農地中間管理事業等の周知と相談体制の充実を図ることが必要です。

目標としては、新規集積面積が100haで、設定の考え方としては、近年の年間平均増加数から目標を設定しました。活動計画としては、引き続き入善町農業公社が、農地の貸し借りに関する総合的な窓口となって充実した相談体制を継続し、公共的媒体を活用した利用権設定の制度内容等の周知・啓発に努め、農地中間管理事業による機構集積協力金等の助成制度を有効に活用しながら、農地利用集積の積極的な推進を図りたいと考えております。

具体的には、町のホームページやリーフレットなどを活用した啓発活動を随時行い、6月の町広報誌を活用して啓発活動を行います。また、農業委員と担い手との懇親会において、農地の利用集積の働きかけを行います。

続きまして、「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてです。

平成30年度に新規参加者が1件ありましたが、新規就農の初期投資に係る経費や農地の確保が難しいといった課題があるため、様々な融資や補助制度の周知を行うなど、就農者対策の強化が必要です。

令和3年度の目標及び活動計画については、参入目標数として2経営体、面積が4.0haとし、そのための活動計画として、県、公社及び農協との関係機関と連携を図り、就農希望者に制度周知及び普及を行います。

次に、19ページ、「Ⅳ遊休農地に関する措置」についてです。

現状及び課題については、令和3年3月現在の現状は、管内の農地面積が3,840.0haで、遊休農地面積は0.3ha、割合にして0.01%です。農作業の栽培可能な状態まで復元するためには、地権者との協議を十分に行い、実現可能な解消策の検討を推進する必要があるため、令和3年度の目標及び活動計画については、この遊休農地の面積である0.3haを目標として設定しました。

最後に、「Ⅴ違反転用への適正な対応」についてです。

現状及び課題としては、農地パトロールや住民からの情報提供で違反転用を把握することはかなり困難であり、転用申請で初めて違反転用を発見し、是正してもらうケースが大多数となっています。違反転用を防止するには、違反を発見して是正指導を行うよりも、住民意識を高めることが効果的であることから、啓発活動の更なる強化が必要と考えます。

そこで、違反転用の発生防止に向けた取組としては、8月ごろに農業委員会総会後の一斉パトロールや農業委員、事務局職員による個別パトロールを随時実施する計画です。また、町のホームページ、のぼり旗を活用した啓発活動を通年で、町広報誌を活用した啓発活動は広報6月号で行ったところです。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、以上です。

よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第44号、入善町農業委員会の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定について、本案を原案どおり決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定します。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

令和4年度の農林関係税制改正に関する要望（案）及び令和2年度の富山県農業施策に関する政策提案書並びに令和2年度の富山県農業施策に関する政策提案を配布しました。令和2年度の提案内容をご確認いただき、新たに反映させたい事項があればご意見をお願いいたします。来月の総会でまたお諮りしたいと思います。その他、農地の違反転用を防ぐためののぼり旗をお配りしております。地区の公民館など、ぜひ目に見えるところに掲げてください。事務局からは以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第11回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、令和3年7月6日火曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時15分）